

第3章 健康で、安全・安心に暮らすことができるまち

■「とびうめ@きたきゅう」（北九州医療・介護連携プロジェクト事業）

SDGs ゴール番号 3

「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方の医療・介護・健診情報（レセプト情報）の一部を医療機関等で共有することにより、医療・介護等の専門職が適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を行うことを情報面から支える取組です。

※対象者は北九州市民の方全員です。年齢や持病の有無による制限はありません。



担当：保健福祉局地域医療課 TEL 582-2678

■同報系防災行政無線（防災スピーカー）の整備

地震や風水害発生時における避難指示などの防災情報は、テレビやラジオ、ホームページ、携帯電話の防災メール・緊急速報メール、X（旧ツイッター）、消防車の巡回などにより市民の皆さんへ伝達しています。

さらに、津波情報などを効果的に伝達するために、市内の沿岸部に防災行政無線のスピーカーを設置し、運用しています。 ※門司区沿岸部については防災スピーカーを27基整備

担当：危機管理室危機管理課 TEL 582-2110

■避難行動要支援者避難支援事業

風水害などの災害時に、土砂災害警戒区域などにお住まいで、自力または同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者・障害者等を、あらかじめ「避難行動要支援者」として登録し、避難支援が円滑に行われるようにするものです。地域による情報の伝達、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難の方法等を決めておく個別避難計画の作成、避難行動の支援及び安否確認等の見守り・支え合いの体制づくりを地域コミュニティで推進します。

担当：危機管理室危機管理課 TEL 582-2110
門司区役所総務企画課庶務係 TEL 331-0001

■土砂災害対策

SDGs ゴール番号 11.13

1 ハード対策（福岡県による土砂災害対策事業）

(1) 砂防事業

① 急傾斜地崩壊対策事業

所有者などが崩壊防止工事を行うことができない自然崖を、所有地の無償譲渡などの一定の条件のもとに福岡県が法面工や擁壁工などの崩壊を防止する工事を実施しています。

②砂防事業

土石流の発生するおそれがある溪流において、福岡県が砂防えん堤、床固工などの砂防設備の整備、また必要に応じた除石工事を行います。

(2) 治山事業

災害等で崩れた、もしくは崩れるおそれがある山林で、土砂の流出等を防止するため、一定の条件のもとに福岡県が土留や治山ダム等を設置する工事を行います。

担当：門司区役所総務企画課庶務係 TEL 331-0001
(1)については都市整備局河川整備課 TEL 582-2281
(2)については産業経済局農林課 TEL 582-2078

2 ソフト対策

(1) 土砂災害防止法による土砂災害（特別）警戒区域の指定

土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、新規住宅の立地抑制などを行い、市民が安全で安心できる暮らしを実現します。門司区内では、令和4年度末時点で、警戒区域370箇所（特別警戒区域347箇所）の区域指定が福岡県により行われています。

【県の役割】 土砂災害警戒区域等の基礎調査・指定、特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要配慮者施設等の建築）のための開発許可

【市の役割】 警戒避難体制の整備（情報の収集及び伝達体制の充実、ハザードマップの作成等）

担当：門司区役所総務企画課庶務係 TEL 331-0001
危機管理室危機管理課 TEL 582-2110
都市整備局河川整備課 TEL 582-2281

(2) 避難所運営ゲーム（HUG）

HUG（ハグ）は、参加者が避難所運営担当者となって、スペースを有効活用しながら、多くの避難者を体育館や教室などへいかに適切に配置するか検討するとともに、避難所で起きる様々なできごとを模擬体験できる図上訓練です。

ゲームの流れは、進行役（市職員）が避難者の情報が記載されたカードを順番に読み上げ、参加者は、その避難者カードを体育館や教室など避難者が生活するスペースに見立てた用紙に並べていきます。訓練の最後に、北九州市避難所運営マニュアルで想定されている具体的な対応例などについて意見交換を行います。

（※所要時間は概ね2時間程度）

HUG・・・Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）



担当：危機管理室危機管理課 TEL 582-2110
※申し込みについては：門司区役所総務企画課庶務係 TEL 331-0001

(3) 災害図上訓練 (DIG)

DIG (ディグ) は、参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、書き込みを行いながら危険箇所や避難経路などについて議論することで、わがまちに起こりうる災害像をより具体的にイメージできる訓練です。

訓練を通して参加者同士の距離が近づき、まちづくりをするうえで最も重要な「人と人のつながり」も育まれるという効果があります。

(※所要時間は概ね2時間程度)



DIG・・・Disaster (災害) Imagination (想像) Game (ゲーム)

担当：危機管理室危機管理課

TEL 582-2110

※申し込みについては：門司消防署予防課 TEL 372-0119

(4) みんな de Bousai まちづくり推進事業

近年自然災害が激しさを増し、全国的に地域での「共助」が重視されるなか、本市の更なる地域防災力の向上を目指すことを目的とし、「地区 Bousai 会議運営支援」を実施します。「自然災害による犠牲者をゼロにする」ことを目標に、地域の皆様が主体となって防災に関する会議や訓練を行い、地域オリジナルの「地区防災計画」作りに取り組みます。市からは、進行役としてファシリテーターを派遣し、計画策定の支援を行います。

担当：危機管理室危機管理課 TEL 582-2110

■空き家対策

SDGs ゴール番号 11

適切な管理が行われていない空き家は、破損や倒壊、犯罪や火災の誘発、雑草やごみの放置などのトラブルにつながることもあり、これらの解消のため、区役所内に空き家等に関する相談窓口を設け、現地調査の結果を踏まえ、所有者等へ適切な管理に関する依頼を行っています。また、建築物の倒壊のおそれなど危険度が一定以上の空き家については、区役所から都市戦略局空き家活用推進課へ引き継ぎ、是正指導を行っています。

また、空き家活用推進課では、相続など空き家に関する専門相談窓口をご案内するとともに、空き家の「発生予防啓発」や「活用促進」、「老朽空き家の除去等の促進」など、空き家対策を総合的かつ計画的に推進しています。

担当：都市戦略局空き家活用推進課 TEL 582-2777
門司区役所総務企画課庶務係 TEL 331-0001

■イノシシ対策

近年、門司区ではイノシシが頻繁に出没し、田畑や農作物の被害に留まらず、「ごみステーションを荒らす」、「庭や花壇を掘り返す」といった市街地における生活環境被害が発生しています。

(門司区相談件数)

年度区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
件数	300	243	466	287	213	290

このため、出没や被害の相談があったときは、出没時の対応方法や、侵入防止のための柵やネットの設置等被害を防ぐための具体的な方法（下表のとおり）について説明しています。また、イノシシを減らすため、猟友会の協力の下、捕獲（駆除）を実施しています。

【イノシシ対策一覧】

対策の区分	具体的な方法	効果
環境改善	ゴミ処理場の改善、草刈り、野良ネコ等への置きエサをしない	効果大
物理的に侵入を防ぐ	溶接金網（ワイヤーメッシュ）、ネット、シシ垣	二重にすれば効果大
視覚刺激により防ぐ	かかし、マネキン、鏡など光反射物の利用	一時的
聴覚刺激により防ぐ	ラジオ、爆音器、花火、爆竹などを鳴らす	一時的
味覚・嗅覚刺激により防ぐ	忌避剤	一時的
嫌悪的の刺激により防ぐ	電気柵の利用	電線が鼻先にあたれば効果大
個体数の減少により防ぐ	ワナ、銃などで捕獲	被害を起こす個体を減らせれば効果あり

【門司区におけるイノシシ捕獲頭数】

年度区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5
頭数	383	476	570	515	423	350

さらに、被害の発生・拡大防止と市民の不安払拭のため、専任の担当職員を置き市民相談や啓発を行っています。

担当：門司区役所総務企画課広報聴係 TEL 331-0039
【門司区役所 閉庁時連絡先 TEL331-1890】

■ あんしん通報システム

SDGs ゴール番号 3.11

高齢者や重度の身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型送信機を付加した緊急通報装置を設置し、火災や救急事案に対し、民間警備員をはじめ、必要に応じて消防隊・救急隊が迅速な対応を行うとともに、医療・福祉スタッフによる 24 時間体制で相談対応を行い、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

担当：保健福祉局長寿社会対策課 TEL 582-2407
消防局予防課 TEL 582-3836

■ 生活安全パトロール隊の活動支援

SDGs ゴール番号 11

門司区では、地域の自主防犯組織『生活安全パトロール隊』が平成 18 年度までに全小学校区で結成されました。

この活動を促進するため、安全安心指導員（警察 OB）による防犯パトロールの指導、助言などの人的支援や、腕章、帽子等の物品による支援を行っています。



担当：門司区役所コミュニティ支援課コミュニティ支援係 TEL 331-1882

■ 暴力追放キャンペーン

SDGs ゴール番号 11

毎年 10 月、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、警察、行政、関係機関が一緒になって、暴力追放の大会を行います。

令和 6 年度も 10 月中旬、門司市民会館で実施予定です。



担当：門司区役所コミュニティ支援課コミュニティ支援係 TEL 331-1882

■ 防犯灯の LED 化の促進

SDGs ゴール番号 11

夜間の犯罪発生を防止し、通行の安全を図るため、市や自治会などが設置している防犯灯について、環境にやさしい LED 化の促進に取り組みます。

担当：門司区役所コミュニティ支援課コミュニティ支援係 TEL 331-1882

■ 防犯カメラ設置補助事業

SDGs ゴール番号 16

地域団体や事業者が公共空間を撮影する防犯カメラの設置経費の一部を補助し、犯罪の起こりにくい安全・安心な環境の構築に向けた取り組みを推進します。

担当：総務市民局安全・安心推進課都市整備係 TEL 582-2866

■ 交通安全運動の推進

悲惨な交通事故を減少させるため、門司警察署や門司区役所、区内の学校や自治会、企業などの関係団体（約 70 団体）が連携して「門司区交通安全推進協議会」を組織し、交通安全の推進に取り組んでいます。年 4 回（春・夏・秋・年末）の交通安全運動期間中を中心に、街頭啓発や交通安全教室などを実施しています。



交通安全の啓発活動

特に、夜間における高齢者の交通事故防止等を図るため、夜間の外出の際は反射材の利用や明るい服装を心がけるよう啓発する「明るい服運動」や、福岡県警察が毎月 25 日に設定した「飲酒運転撲滅の日」の啓発活動を重点的に行っています。

【交通事故の状況】

令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の門司区の交通事故発生件数は 310 件（前年比 1 件減）でした。また、交通事故死者数は 1 人（前年比 3 人減）でした。

担当：門司区役所総務企画課広報広聴係 TEL 331-0039

■ 校区まちづくり支援事業

SDGs ゴール番号 11

まちづくり協議会が取り組む、地域づくりの目標や活動計画の策定、地域課題の解決に向けた活動などの事業に、活動費等の助成を行います。

【対象団体】 地域総括補助金の交付を受けているまちづくり協議会

【助成内容】 1 団体あたり原則 30 万円を限度に助成

担当：門司区役所コミュニティ支援課コミュニティ支援係 TEL 331-1882

■ しあわせネット門司（門司区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会） SDGs ゴール番号 3.11.17

平成 5 年 10 月、保健・医療・福祉の各機関及び地域の関係団体で構成するしあわせネット門司を設立し、すべての人々が住み慣れた地域で健やかな生活を送ることができるように、多様なニーズを把握し、総合的に支援する地域社会づくりを目指した活動を行っています。

担当：門司区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワーク係 TEL 331-1887

■いのちをつなぐネットワーク事業

SDGs ゴール番号 1.3.11.17

区民の皆さんが地域から孤立することなく、支援が必要な人を福祉サービスなどにつなげることができるよう、みんなで「見つける」「つなげる」「見守る」ための取り組みです。

“いのちをつなぐ”をキーワードに、民生委員・児童委員、自治総連合会、福祉協力員等地域における既存のネットワークを活用して、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を一人でも多く救うことを目指しています。住民と行政の力を結集して、誰もが共に支え合う福祉のまちづくりに向け、地域での見守り・支援体制をさらに強化・充実させていきます。

担当：門司区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワーク係 TEL 331-1887

■地域包括支援センター

SDGs ゴール番号 3.11.17

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるように、保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じる「総合相談窓口」です。

【相談受付時間】 月曜日～金曜日（祝・休日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時
但し、緊急の場合は、受付時間外でも電話で対応します。

※こんな時は、地域包括支援センターにご相談ください。

- ・高齢になり今後の介護・医療などが心配
- ・もの忘れが気になる
- ・掃除や調理などの日常生活で不安がでてきた
- ・お金の管理に自信がない
- ・介護に疲れてきた

名称・設置場所	電話番号	担当地域の目安（小学校区）
地域包括支援センター門司 1 （区松ヶ江出張所内）	TEL 0120-049233 TEL 093-481-1028	白野江、大積、柄杓田、松ヶ江北、 松ヶ江南
地域包括支援センター門司 2 （門司区役所 3 階）	TEL 0120-283233 TEL 093-331-2041	田野浦、港が丘、門司海青、門司中央、 小森江（旧小森江東）
地域包括支援センター門司 3 （区大里出張所内）	TEL 0120-329233 TEL 093-391-2017	小森江（旧小森江西）、大里東、 萩ヶ丘、大里柳、大里南、西門司、藤松

※ 1 出張所だけでなく、門司区役所（3 階）でも相談を受け付けています。

※ 2 高齢者の皆さんが集まる場で、地域包括支援センター職員がご相談を受けることもできます。

詳細は各地域包括支援センターにお問い合わせください。

担当：門司区役所保健福祉課 各地域包括支援センター（上記番号へ）

■認知症高齢者等位置探索サービス（GPS）等

SDGs ゴール番号 11.17

在宅の高齢者・障害者等に対し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

◎認知症高齢者等位置探索サービス（GPS）

【利用対象】 認知症等で徘徊行動が見られる認知症の人を介護している家族

【内容】 GPS 専用端末を利用して、所在不明となった高齢者等の位置情報を探索できるサービスです。

※介護保険施設、養護老人ホームなどに入所、又は病院に入院している人の家族は利用できません。

◎認知症行方不明者等SOSネットワークシステム

【利用対象】徘徊行動が見られる認知症の人の家族・成年後見人（保佐人・補助人）・主たる介護者（身寄りがない場合）

【内容】緊急連絡先や特徴（全身写真）を事前登録して、警察・地域・交通機関等と連携し、所在不明となった高齢者等の早期発見・保護を図るしくみです。

※ 行方不明時には、警察署に捜索願の提出が必要です。

◎あんしん通報システム

【対象】急な発作等で健康上特に注意が必要な高齢者・重度の身体障害者

【内容】緊急ボタンやセンサーを設置して、煙・熱を感知し、民間コールセンター（委託事業者）に緊急メッセージを送り緊急事態に対応します。

※ 緊急時対応に迅速に協力していただける協力員1名以上及び固定電話回線が必要です。

担当：門司区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係 TEL 321-4800

■すくすく子育て支援事業（パパ・ママスクール（両親学級）など）

SDGsゴール番号 3.5

妊娠中の生活や育児について、夫婦が協力して取り組む大切さを学ぶ教室等を開催します。また、門司区では、年5回土曜日に両親学級を開催します。

担当：門司区役所保健福祉課地域保健係 TEL 331-1888

■のびのび赤ちゃん訪問事業

SDGsゴール番号 3

母親の健康と乳児の健やかな発育のために、赤ちゃんが生まれた全家庭に保健師や看護師等による産後早期の家庭訪問を実施します。また、看護師等の訪問を受けなかったご家庭には、お住まいの地域の主任児童委員が訪問し、地域の子育て情報をお伝えします。

また、訪問や郵送により「産後うつ」のアンケートを行い、お母さんの精神面も支援します。

担当：門司区役所保健福祉課地域保健係 TEL 331-1888

■親子ふれあいルーム

SDGsゴール番号 3.11.17

乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談などができる親子ふれあいルームを設置しています。

経験豊富なスタッフがお待ちしています。お気軽にご利用ください。

・利用対象者 おおむね3歳未満の乳幼児とその保護者
・場 所 門司区役所3階 TEL 331-6023 風師児童館 TEL 321-8810
・開所時間 月曜日から金曜日 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）
(風師児童館の開所時間は、直接お問い合わせください)

担当：子ども家庭局こども若者育成課 電話：582-2473

■ 市民センター等を拠点とした健康づくり事業（地域でGO！GO！健康づくり）

SDGsゴール番号 3.11.17

住民が主体となった健康づくり事業を継続的に実施しています。地域での話し合い、目標の設定、目標を達成するためのプログラム設定、実践、事業評価をひとつのサイクルとし、まちづくり協議会・健康づくり推進員の会・食生活改善推進員協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・保健師等が連携して行います。



担当：門司区役所保健福祉課地域保健係 TEL 331-1888

■ 健診（検診）受診勧奨と健診（検診）後の保健指導の充実

SDGsゴール番号 3

門司区では、死因の約3割ががん、次いで心疾患、脳血管疾患による死亡が多く、この上位3死因で約半数を占めています。心疾患や脳血管疾患は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が重症化して起こるため、疾病の早期発見（受診勧奨）と受診後の保健指導の充実を図り、がんや生活習慣病の予防に取り組めます。

- 1 「市民センター等を拠点とした健康づくり事業」等を活用し、地域と一体となって健診（検診）受診を促進します。
- 2 「門司区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会 健康・生きがいづくり部会」が健診（検診）受診促進月間を定め、積極的に受診の働きかけを行います。
- 3 市民センターや公民館など、身近な場所で健康講座・健康相談を行います。
- 4 生活習慣改善のため個別の栄養相談を予約制で実施します。
- 5 健診（検診）有所見者に対し、訪問等により相談や保健指導を行います。

担当：門司区役所保健福祉課地域保健係 TEL 331-1888

■ 門司港レトロマラソン

SDGsゴール番号 3

関門海峡の爽やかな潮風を感じながら、大正ロマンの薫り漂う門司港レトロの街並みを満喫できるマラソン大会です。

担当：都市ブランド創造局スポーツ振興課 TEL 582-2395

■無料相談

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、相談を中止することがあります。必ず事前にご確認ください。

◇法律人権相談

金銭、土地、家屋、親族に関する問題や人権問題などで、お困りになっている方の相談を弁護士や人権擁護委員がお受けします。

【相談日】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17日 (水)	22日 (水)	25日 (火)	26日 (金)	23日 (金)	25日 (水)	25日 (金)	26日 (火)	13日 (金)	24日 (金)	26日 (水)	25日 (火)

【場 所】 門司区役所

【相談時間】 13:30 から 16:30 (1 人につき 30 分以内)

【申し込み】 門司区役所総務企画課広報広聴係 TEL 331-0039

※ 電話予約制です。各相談日の前日(土・日・祝休日にあたる場合は、その前日)の午前 8 時 30 分から、電話で、先着順に受け付けます。

◇行政相談

国や独立行政法人の業務などの相談に、国から委嘱を受けた行政相談委員が応じます。

【相談日】 毎月第 2 火曜日

【場 所】 門司区役所

【相談時間】 13:00～15:00

◇交通事故相談

損害賠償などの相談に交通事故相談員が応じます。

【相談日】 毎月第 3 木曜日(予約が無いときは開催しません)

【場 所】 門司区役所

【相談時間】 10:00～15:00

【事前予約】 9:00～15:30(相談日の前日までに予約を)

安全・安心相談センター TEL 582-2511

担当：門司区役所総務企画課広報広聴係 TEL 331-0039

◇高齢者・障害者あんしん法律相談

支援が必要な高齢者、障害者及びその家族が抱える、「借地・借家」「相続」「借金」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など、民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の弁護士による法律相談を行います。

【相談日】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11日 (木)	9日 (木)	13日 (木)	11日 (木)	8日 (木)	12日 (木)	10日 (木)	14日 (木)	12日 (木)	9日 (木)	13日 (木)	13日 (木)

【場所】 門司区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談係

【相談時間】 13:00 から 17:00 (1 人につき 30 分)

【申し込み】 門司区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談係 TEL 321-4800

※ 事前予約制です。各相談日の 3 日前(土・日・祝休日にあたる場合は、その 4 日前)までに電話で申し込みください。

※ 必要に応じて、担当弁護士と資料確認を行いますので、親族図・財産関係の判る書類の作成をお願いすることがあります。

担当：門司区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係 TEL321-4800

◇心の健康相談・アルコール相談

こころの悩みや不安、不眠、アルコール問題、認知症などでお困りの方およびその家族などを対象に、医師や酒害相談員が相談に応じています。

【相談日・相談時間】

○心の健康相談

毎月第2金曜日 13:30～15:30

第4金曜日 14:00～16:00

○アルコール相談

毎月第2金曜日 13:30～15:30

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12日	10日	14日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	10日	14日	14日
26日	24日	28日	26日	23日	27日	25日	22日	27日	24日	28日	28日

【場所】 門司区役所

【申し込み】 門司区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係 TEL 331-1881（内線 403）

※ 事前予約制です。各相談日の2日前（土・日・祝休日に当たる場合はその3日前）までに電話でお申し込みください。

※ 事前に担当者が相談概要をお尋ねします。

担当：門司区役所保健福祉課高齢者・障害者相談係 TEL331-1881（内線）403

◇女性のためのムーブ無料法律相談

離婚やDVなど、女性の人権に関する相談を弁護士がお受けします。

【相談日】

	5月	7月	9月	11月	1月	3月
相談日	11日 (土)	13日 (土)	14日 (土)	9日 (土)	11日 (土)	8日 (土)
抽選日	2日 (木)	5日 (金)	6日 (金)	1日 (金)	4日 (土)	1日 (土)

【場所】 門司生涯学習センター大里分館（門司区下馬寄 6-8）

【相談時間】 14:00～16:00（1人につき30分以内）

【定員】 各日4名（申込多数の場合は抽選）

【申し込み】 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 相談室 TEL 583-5197

各抽選日までに上記までお電話ください。

（ただし、抽選日当日は13時までの受付となっております。）

担当：総務市民局女性の輝く社会推進室 TEL582-2405

■ふれあい収集事業

SDGsゴール番号 3.11

家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な世帯を対象に、一定の要件（介護保険の要介護2以上の単身世帯、又は、障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯）を満たしている世帯に、週一回、自宅の玄関先まで、ごみを無料で収集に行く事業です。同時に本人の希望があれば、声かけも行います。

※ 同居者がいる場合は同居者全員が一定の要件に該当する必要があります。

※ ごみ出しでお困りの方はご相談ください。

現在、門司区は木曜日 または金曜日に、収集を行っています。

収集を行うごみは、「家庭ごみ」「かんびん」「ペットボトル」「プラスチック」の4種類で、それぞれの指定袋に入れられたごみを一度に収集しています。

※ 門司区のふれあい収集現利用世帯数 125世帯（令和5年度末集計）（休止中世帯を含む）

担当：環境局新門司環境センター特別収集係 TEL481-7053

■市営住宅整備事業（丸山団地）

SDGsゴール番号 11

丸山団地市営住宅整備事業は、門司港地区で数年後に耐用年限を迎える鳴竹団地、法師庵団地、上本町団地、清見東団地、古城団地を丸山団地に集約建替える事業です。（※丸山団地、上本町団地、清見東団地、古城団地は築年次等を踏まえ、集約対象外の住棟あり。）

令和3年度に1工区（48戸）に着手し、2工区（70戸）とあわせ合計118戸の市営住宅を令和11年度の建物完成を目指し整備する予定です。

所在地：北九州市門司区丸山二丁目

整備戸数：1工区（48戸）、2工区（70戸） 計：118戸

構造規模：1、2工区共 鉄筋コンクリート造7階建て

事業期間：令和元年度～令和12年度（建物完成は令和11年度予定）

担当：都市整備局住宅整備課 TEL582-2548

■市営住宅整備事業（永黒団地）

SDGsゴール番号 11

永黒団地市営住宅整備事業は、数年後に耐用年限を迎える永黒団地において、永黒第一団地、緑ヶ丘団地を集約建替える事業です。

令和5年度に着手した1工区（70戸）は北九州市の市営住宅の整備事業で初となる「DB[※]発注方式」により整備します。なお、2～3工区の事業については、1工区の実施状況を踏まえて方針を決定する予定です。

※ Design Build の略。従来の分離発注（設計と工事を別々に発注する方式）とは異なり、設計と工事を一括で発注。今回は、実施設計、既存住棟の解体工事、建設工事を一括して発注。

所在地：北九州市門司区永黒二丁目

整備戸数：1工区（70戸）、2～3工区合わせて約180戸

構造規模：1工区 鉄筋コンクリート造9階建て

事業期間：令和4年度～令和14年度（全3工区に分けて実施予定）

担当：都市整備局住宅整備課 TEL582-2548

■ **戦略的都市政策推進事業**

SDGs ゴール番号 11.13

持続可能な都市経営の実現に向けた取組の一つとして、市街地の斜面地などを、新たな開発等により市街化が広がらないよう、市街化調整区域へ見直す取組を進めます。

担当：都市戦略局都市計画課 TEL 582-2451

■ **まちなか居住移転支援事業**

SDGs ゴール番号 11.13

持続可能な都市経営の実現に向け、災害から市民の生命・財産を守るとともに、人口・経済のまちなかへの集積を促進するため、区域区分見直しによる、市街化調整区域への編入区域等からまちなかへの移転支援を実施します。

担当：都市戦略局都市計画課 TEL 582-2451